

国府台公園野球場整備工事 設計・施工一括発注プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告します。

市川市長 村越 祐民

1. 業務概要

- (1) 事業名称 国府台公園野球場整備工事
- (2) 事業場所 市川市国府台1丁目6番4号
- (3) 事業内容 国府台公園野球場整備に係る設計及び施工（解体工事含む）並びに工事監理
- (4) 事業期間 契約日の翌日から令和5年3月22日まで
- (5) 事業規模 野球場フィールドサイズ 両翼95m センター122m以上
メイン・内野スタンド延べ床面積 約2,150㎡
- (6) 上限提案価格 総額2,700,000,000円（税込）

2. 要求水準及び選考方針

- (1) 要求水準
要求水準書によるものとします。
- (2) 選考方針
優先交渉権者等の特定は、次のア（一次選考）及びイ（二次選考）の2回の選考を経て行います。
ア 提出書類による実績等の客観的評価を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる上位5者を選定します。（一次選考）。
イ 一次選考で選定された者について、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション」という）による国府台公園野球場整備工事に係る受注者選考委員会（以下「委員会」という）の選考委員の評価を踏まえ、優先交渉権者及び次席交渉権者を特定します。（二次選考）。

3. 参加資格

- (1) 参加者の構成
ア 参加者は、単独企業又は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）によるものとする。
イ 単独企業は、(2) 及び (3) に掲げるすべての参加資格要件を満たす者とする。
ウ 参加者は、設計事務所等の協力会社との応募を行う場合、協力会社は、(2) ア①及び③から⑨、並びに (3) ア①②又は (3) イ①の当該協力会社が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。

担当業務	共通 参加資格要件	担当業務別 参加資格要件
設計業務 工事監理業務	(2) ア①及び③～⑨	(3) ア①②
施工業務		(3) イ①

エ 共同企業体による参加者は「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」を満たす者、又は設計業務については本実施要領を満たす者とする。

共同企業体の代表構成員は（２）及び（３）イの参加資格要件を満たす者とする。施工業務の構成員は（２）ア①から⑨及び（３）イ①②を満たす者とする。

設計業務（工事監理業務）の構成員は（２）ア①から⑨及び（３）ア、又は（２）ア①から⑨及び（３）ア①②を満たす者とする。

設計業務の構成員のうち１者は、（２）ア①から⑨及び（３）アを満たす者とする。

担当業務	共通参加資格要件	担当業務別参加資格要件
施工業務 (代表構成員)	(2)	(3) イ
施工業務 (構成員)	(2) ア①～⑨	(3) イ①②
設計業務 工事監理業務 (構成員)		(3) ア (1者必要)
		(3) ア①②

※設計業務（工事監理業務）と施工業務の担当を同一の者とすることも可

オ 共同企業体の構成員は本事業の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。また、単独企業として入札参加申請を行っている者は、共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 共通する参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 市川市入札参加業者適格者名簿（代表構成員にあつては建設工事「建築一式」）に登録されている者、又は市川市入札参加業者適格者名簿に建築関係建設コンサルタントで登録されている者。
- ③ この公告の日から優先交渉権者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- ⑥ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し、排除要請がなく、当該状態が継続していない者であること。
- ⑦ 委員会の委員でないこと。
- ⑧ 委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。
- ⑨ 委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。
- ⑩ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という）として専任で配置できること。

(3) 業務別の参加資格要件

ア 設計業務及び工事監理業務の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

- ③ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者及び照査技術者として配置できること。
- ④ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を工事監理管理技術者として配置できること。

イ 施工業務の参加資格要件

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく、特定建設業の許可を有すること。
- ② 市川市入札参加業者適格者名簿において、登録工種「建築一式工事」について、格付等級Aであること。
- ③ 平成17年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注し、業務の契約履行が公告日現在において完了している、延べ床面積2,000㎡以上の野球場建設工事を建築一式工事（新築、増築又は改築）で元請（共同企業体にあつては代表構成員に限る）として施工した実績を有するものであること。
- ④ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を現場代理人及び監理技術者並びに建築施工担当技術者として配置できること。

(4) 共同企業体

ア 個別責任

構成員がその分担に係る建設工事の施行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

イ 「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」に関わらず、設計業務に係る構成員の出資比率は、事業実施量等に基づいた基準とすることも可能とする。

ウ その他

この実施要領に定めのない事項については、市川市特定建設工事共同企業体発注基準の定めるところによる。

(5) 地域経済への配慮

ア 事業者は、業務の実施に当たり、本市の地元企業並びに地元人材の活用、本市、又は県内の地場産材の活用等により、地域経済の活性化に資するよう配慮すること。

(6) 参加表明書等の評価基準

提出書類の評価基準は、国府台公園野球場整備工事 設計・施工一括発注プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という）によります。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒272-0023 市川市南八幡4丁目2番5号 いちかわ情報プラザ2階

市川市文化スポーツ部スポーツ課 推進グループ

TEL: 047-318-2013

FAX: 047-318-2014

E-mail: sports@city.ichikawa.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の配布

実施要領等は、市川市のホームページよりダウンロードしてください。

(URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)

(3) 貸出資料

各データを格納したDVD-R等を貸し出します。

ア 貸出資料

① 資料1：国府台公園再整備基本設計業務委託（平成31年2月）

② 資料2：国府台公園野球場再整備実施設計業務委託（令和2年3月）

イ 貸出期間

令和2年8月7日（金）から令和2年8月27日（木）正午まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

貸出時間は、午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）

ウ 貸出方法

事務局に電話で申込み、指定の日時に事務局に受け取りに来てください。

エ 返却方法

上記イの期限までに、事務局へ持参又は郵送すること。

(4) 参加表明書等の受付

ア 参加表明書の受付

実施要領等の配布日から令和2年8月27日(木)正午まで

イ 技術提案書の受付

一次選考結果の通知日から令和2年10月12日(月)正午まで

ウ 技術提案資料作成上の注意事項

- ① 提案は、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは10.5ポイント以上にしてください。
- ② 提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名や実績の名称等)を記入しないでください。
- ③ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。

エ その他詳細な記載方法等は国府台公園野球場整備工事 設計・施工一括発注プロポーザル実施要領を参照してください。

(5) その他

ア 辞退について

技術提案書の提出者に選定された者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、令和2年10月12日(月)までに事務局まで、持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

イ 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とします。技術提案書についても同様です。

ウ 提出受付期間以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めません。また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の技術者を原則として変更することはできません。ただし、病床、死亡、退職等の止むを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市川市から得るものとします。

エ 提出資料の取扱い

- ① 提出された参加表明書等は返却しません。
- ② 提出資料は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成します。
- ③ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選考以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、市川市は、技術提案書のうち、「特定テーマについての技術提案書(任意様式)」については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

オ 選考の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。